

関西電力高浜原発3、4号機
の再稼働差し止めを命じた14日
の福井地裁の決定要旨は次の通
り。

【本文】
高浜原発3、4号機を運転し
てはならない。

【高浜原発の欠陥】
原発で発出されるエネルギー
は膨大で、内部に貯留されてい
る放射性物質も極めて多量なた
め、いったん発生した事故は拡
大する。短時間で収束する他の
技術の事故とは異なり、原発に
内在する本質的な危険だ。

地震が起きた場合、速やかに
運転を停止し、核燃料を冷却し
続け、放射性物質が外部に漏れ
出さないようにしなければなら
ない。止める、冷やす、閉じ込
めるという三つがとらって初め
て安全性が保たれる。高浜原発
には冷やす機能と、閉じ込める
構造に問題がある。

【地震想定信頼性】
原発への到来が想定される最
大の地震動である「基準地震動」
の適切な策定は、耐震安全性確
保の基礎であり、それを超える
地震はあってはならない。しか
し、全国20カ所に満たない原発
のうち4カ所に、過去10年足ら
ずの間に想定を超える地震が5
回到来した事実を重視すべきは
当然だ。

その4カ所と同様に、高浜原
発でも過去の地震の記録と周辺
の活断層の調査分析という手法
により地震想定がなされた。活
断層の評価方法にも大差はない
ため、高浜原発の地震想定だけ
が信頼できるという根拠は見い
だせない。地震の平均像を基に、
基準地震動を策定することに合
理性は見いだしたが、理論面
でも信頼性を失っている。

【施設損壊の危険】
基準地震動を超える地震では
施設が破損する恐れがあり、そ
の場合、事態の把握の困難性や
時間的な制約の下、収束を図る
には多くの困難が伴い、炉心損
傷に至る危険が認められる。

運転開始時の基準地震動は3
70だった。「安全に余裕が

ある」との理由で、根本的な耐
震補強工事がないまま50年
に引き上げられ、さらに新規制
基準の実施を機に700までな
った。安全性確保の基礎となる

基準地震動の数値だけを引き上
げるとは社会的に許容でき
ず、関電の言う安全設計思想と
も相いれない。
基準地震動を下回る地震でも
外部電源が断たれ、ポンプの破
損により主給水が断たれる恐れ
があることは関電も自認してい
る。外部電源は緊急停止後の冷
却機能を保持するための第1の
とりで、主給水も冷却機能を
維持する命綱だ。いずれかが一
定時間断たれば大事故になる
のは必然で、基準地震動を下回
る地震でも双方が失われる恐れ
がある。主給水により冷却機能
を維持するのが原子炉本来の姿
なのに、主給水を安全上重要で
はないとする関電の主張は理解
に苦しむ。安全性に不可欠な
設備には、必ずしも耐震性を
求めるのが健全な社会通念だ。

基準地震動未滿の地震によって
も冷却機能喪失による炉心損傷
に至る危険がある。
国内に地震の空白地帯はな
い。基準地震動を超える地震が
高浜原発で起きないというの
は、根拠に乏しい楽観的見通し
に過ぎない。それは現実的で切
迫した危険といえ、施設の在り
方は原発の本質的な危険性につ
いてあまりにも楽観的だ。

【使用済み核燃料】
高浜原発の使用済み核燃料は
原子炉格納容器外の使用済み核
燃料プールと呼ばれる水槽内に
多量に置かれているが、プール
から放射性物質が漏れたときに
敷地外に出ることを防ぐ堅固な
設備はない。
堅固な施設で閉じ込める技術
は中の核燃料を外部の事故から
守るという側面もあるため、使
用済み核燃料プールも原子炉格
納容器と同様に防衛する必要が
ある。むき出しに近い状態にな
っている現状は、設備を設ける
ために膨大な費用が掛かること
に加え、深刻な事故はめったに

起きないだろうという見通しに
基づいている。国民の安全を最
優先する考え方もいえない。
【原発の安全性】
高浜原発の施設や技術には、
多くの脆弱(ぜいじゃく)性がある。脆弱性を解消するには①
基準地震動を大幅に引き上げ、
それに応じた根本的な耐震工事
の実施②外部電源と主給水の耐
震性強化③使用済み核燃料を囲
む堅固な施設の使用済み核燃料
プール④給水設備の耐震
性強化⑤という方策が取られる
べきだ。中央制御室に放射性物
質が飛ぶ危険性もあり、防衛能
力の高い免震重要棟や、緊急時
に事態を把握するための計測装
置も必要だが、どちらも設置さ
れていない。
【新基準の合理性】
高浜原発は原子力規制委員会
の策定した新規制基準を満たし
ているが、安全性が確保されて
いない。免震重要棟は設置予定
だが猶予期間があり、地震が人
間の意図とは無関係に起こるも
のである以上、規制方法に合理
性はない。周辺住民の生命に重
大な危害が起きないように、十
分な安全性の審査が行われるべ
きだ。
基準には、適合していれば万
が一にも深刻な災害は起きない
といえる厳格さが求められる。
現在の新規制基準は緩やかで合
理性がなく、適合しても安全性
が確保されたとはいえない。適
合するか否か判断するまでもな
く、原発から5km圏内に住
む住民は、原発の運転によって
人格権を侵害される具体的な危
険があると推測される。
【差し止めの必要】
原発の運転差し止めによって、
原子炉内の核燃料は徐々にエネ
ルギーを失い、時間単位の電源
喪失で重大な事故に至ることは
なく、新たな使用済み核燃料
の増加も防ぐことができる。
運転差し止めは、危険性を大幅
に軽減する適切で有効な手段。
原発事故によって住民は取り
返しのつかない損害を被る恐れ
が生じる。規制委も運転を許可
しており、訴訟の結論を待つ余
裕はない。現在の停止状態を維
持するべきだ。

4/15
新